

逗子市池子 4-956 ハイックリーン 101 に居住する環境太郎が、
自宅から発生したごみを自ら持込む場合の記入例

ごみ発生書

持込日をご記入ください。

持込日： 年 月 日

ごみ発生場所	逗子市 池子 4-956 ハイックリーン 101	
ごみ発生者 (依頼者)	*本人の署名捺印が必要です。カラーコピー不可です。	
	住所 逗子市池子 4-956 ハイックリーン 101	
	氏名 環境 太郎	環境 印
	電話 046-871-7870	
ごみの 種類と量	ごみの種類 (具体的に)	数量 (概ね)
	衣装ケース	2 個
	燃やすごみ	45 リットル 3 袋
ごみ持込者 *ごみ発生者と同じ の場合は記入不要	住所	*ご注意 ・逗子市外から発生したごみは持込めません。 ・発生者本人以外の者が持込む場合は、必ず事前に環境クリーンセンターにお問い合わせください。 ・ごみの収集運搬を他人に依頼する場合は、ごみ持込者 (事業者含む) は「逗子市一般廃棄物収集運搬業許可」が必要になります。
	氏名	
	電話	
		持込者氏名
(事業者の場合は、事業所の所在地・名称及び代表者、持込者の氏名)		

- *この発生書に記載された個人情報、ごみの搬入確認、連絡用以外には利用しません。
- *当センターで処理できない物、未分別のごみ、集団資源回収対象物 (紙類 (段ボール、紙箱、個人情報に記載されている紙類を含む)、布類、アルミ缶、スチール缶、家庭金物) は持込めません。
- *ごみ発生者以外の者が、ごみを持込む場合は、「逗子市一般廃棄物収集運搬業許可」が必要です。
ごみ発生者・許可業者以外の者 (親族等) がごみを持ち込む場合は、必ず事前に環境クリーンセンターにお問い合わせください。
(発生者の依頼を受けて、持込者自らの作業によって発生した刈草、剪定・伐採枝等の植木ごみは除きます。)
- *記載内容について、現地確認及びごみ発生者、ごみ持込者にお問合せをすることがあります。
- *虚偽の記載を行い、ごみを持込んだ場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や、「刑法」による罪に問われることがあります。

※持込受付：月曜日～金曜日 8:45～11:45・13:00～16:00 (時間厳守)

逗子市環境クリーンセンター 電話：046-871-7870

2021.6